

ID: 124

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	八頭町国民健康保険条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第114号		
<p>【根拠条文】 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として3万円を支給する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日